

空気調和機器稼働費助成のお知らせ

(住宅防音工事で設置したエアコン等電気代の一部補助について)

1 空気調和機器稼働費助成とは

三沢・八戸・松島各飛行場及び三沢対地射爆撃場の周辺において、東北防衛局の補助により防音工事を実施した住宅に住んでいる方のうち、**生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている者**に対し、防音工事で設置した空気調和機器（換気扇及び冷暖房機。以下「エアコン等」といいます。）の使用に伴う電気代の一部を補助するものです。

2 補助の内容

稼働費と地方事務費を合算した額が補助額となります。

(1) 稼働費

次の①と②を合算した額が稼働費です。**(補助限度額は4,180円)**

①補助対象期間における防音工事で増加した電気の基本料金の合計額

補助対象期間：原則として、電気料金領収書等の3月分から翌年2月分までの期間

②補助対象月における防音工事で設置したエアコン等の稼働に伴い増加した分の電力量料金

補助対象月：原則として、電気料金領収書等の8月分及び9月分

補助の額：原則として、補助対象月の電力量料金からそれぞれ6月分の電力量料金を差し引いた額の合計額

(2) 地方事務費

補助金等交付申請書（実績報告書）の郵送費：**110円**

※補助額算定例

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
増加分基本料金	273	273	273	273	273	273	273	273	273	273	273	273	3,276
電力量料金 (6月分との差額)	—	—	—	3,944		4,222 (278円)	4,589 (645円)	—	—	—	—	—	923
												稼働費 (10円未満切り捨て)	4,180
												地方事務費	110
												補助額	4,290

3 お申し込み方法

最寄りの福祉事務所に備え付けてある「空気調和機器稼働費補助金交付申込書」（以下「交付申込書」といいます。）に必要事項を記入、押印のうえ、次の書類（正本1部）を添付して、補助金を希望する年度の**11月末日まで**に、東北防衛局又は三沢防衛事務所へ提出（郵送）してください。

4 交付申込書に必要な書類

① 申込者が、補助金を申し込む年度において、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている者であることを証明する書類。

② 電気料金領収書（原則として、3月分から9月分までの各月分）なお、電気料金領収書がない場合は、電力会社が発行する支払証明書（証明書の発行手数料は、補助の対象にはなりません。）

〔※10月分から翌年2月分までの電気料金領収書も後で必要になります〕
ので、大切に保管しておいてください。〕

5 その他

- (1) 個人情報については、東北防衛局が厳正に管理します。
- (2) 補助額算定の結果、稼働費が10円未満となる場合には、稼働費及び地方事務費とも補助することができません。
- (3) 電気料金の滞納分については、補助することができない場合があります。
- (4) この補助金は、生活保護上、収入として認定しない取扱いになっていますので、この補助金を受けられても生活扶助費は減額されません。
- (5) 国の補助により、太陽光発電システムを設置されている方は、補助を受けることができません。

6 お問い合わせ・郵送先

東北防衛局 企画部 防音対策課 住宅防音係

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15

TEL: 022 (297) 8216

三沢防衛事務所 施設課

〒033-0012 青森県三沢市平畑1-1-31

TEL: 0176 (53) 3118

空気調和機器稼働事業補助金交付申込書

令和 年 月 日

東北防衛局長 殿

交付希望者 住 所
(電話)

氏 名

防音工事により設置した空気調和機器を稼働させ、又は稼働し得るよう維持するため、空気調和機器稼働事業補助金の交付を受けたいので、下記により申し込みます。

記

1 申込内容

- (1) 令和 年 月分から令和 年 月分までの空気調和機器の設置に伴い増加した電気の基本料金
(2) 令和 年 月から令和 年 月までの電力量料金

2 補助の対象期間中に生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）でなくなる予定（該当するものを○で囲む）

なし あり (令和 年 月頃)

3 補助金の振込先

銀行等名	銀行・信用組合 信用金庫・農業協同組合
本・支店名	本店・支店
口座種別	普通・当座
口座番号	
口座名義 (カタカナ)	

添付書類：被保護者等であることを証明する書類

空気調和機器稼働費補助金について

- 1 この申込書は、空気調和機器稼働費補助金の交付の対象として適正かどうかを審査するため、提出していただくものです。
- 2 補助金の交付の対象となる方
国（東北防衛局）の補助により防音工事を実施した住宅に住んでおられる方のうち、被保護者等である方で、防音工事により設置した空気調和機器（エアコン等）を稼働させ、又は稼働し得るよう維持する事業を行う方が補助金の交付の対象となります。
- 3 補助金の交付の対象となる経費のうち電力量料金については、防音工事により設置した空気調和機器を補助の対象期間中に稼働させなければ、補助の対象とはなりません。
- 4 補助金の振込先に記入する内容については、必ず通帳等でご確認の上、記入して下さい。
記入内容に誤りがあった場合には、補助金をお支払いすることができないこととなります。
- 5 この申込書には、申込者が被保護者等であることを証明する書類1通を添付することとなります。
- 6 個人情報の利用目的
この申込書に記載された個人情報は、空気調和機器稼働費補助金の交付に関する業務を遂行するために利用されます。
- 7 生活保護法による保護の基準及び生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第302号）第1条の規定により、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付が廃止された方（以下「保護廃止者等」という。）は、今年度に限り補助の対象となります。
保護廃止者等で今年度の補助を希望される方は、保護廃止者等であることを証明する書類（補助の対象期間に被保護者等であった期間を含む場合には、当該期間に被保護者等であったことを証明する書類を含む。）を添付してください。

記入例

空気調和機器稼働事業補助金交付申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東北防衛局長 殿

交付希望者 住所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇
(電話) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

氏名 東北太郎

防音工事により設置した空気調和機器を稼働させ、又は稼働し得るよう維持するため、空気調和機器稼働事業補助金の交付を受けたいので、下記により申し込みます。

記

1 申込内容

- (1) 令和 年 3月分から令和 年 2月分までの空気調和機器の設置に伴い増加した電気の基本料金
(2) 令和 年 7月から令和 年 8月までの電力量料金

- 2 補助の対象期間中に生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）でなくなる予定（該当するものを○で囲む）

なし あり (令和 年 月頃)

3 補助金の振込先

銀行等名	〇〇〇〇 銀行・信用組合 信用金庫・農業協同組合
本・支店名	〇〇〇〇 本店・支店
口座種別	普通・当座
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
口座名義 (カタカナ)	東北太郎 トウホク タロウ

添付書類：被保護者であることを証明する書類

※福祉事務所等が発行したもの